

新旧対照表

浦安市障がい者通所施設交通費助成規則（平成3年規則第24号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 省 略</p> <p>(3) 通所 障がい者が、<u>障がい者通所施設</u>を利用するために、その者の住居と当該施設との間を往復することをいう。<u>ただし、法第5条第14項に規定する就労継続支援を利用するため、当該者の就労に係る作業能力、就労意欲、集中力等を面談及び作業観察により把握し、評価を実施する場合を除く。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 同 左</p> <p>(1)・(2) 同 左</p> <p>(3) 通所 障がい者が、その者の住居と<u>障がい者通所施設</u>との間を往復することをいう。</p>